平成２２年（フ）第３８１号
長野県上高井郡高山村大字中山2446番地
破産者　臼田　政一
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８５号
名古屋市西区清里町69番地の87
破産者　塩川　洋史
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９５号
愛知県尾張旭市長坂町南山2874番地181　ラポール旭Ｄ―502
破産者　大崎　修司
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０号
神戸市東灘区西岡本４丁目15番２―105号
破産者　松本　和久
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９８号
神戸市北区杉尾台２丁目11番地の12、開始決定時の住所神戸市北区鈴蘭台北町７丁目７番４号
破産者　藤元　壽郎
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番16号　レオパレスみやび105号、前住所京都市上京区土手町通丸太町下る駒之町561番地７　鴨川銀杏館506号
破産者　山口　　真
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２８号
香川県東かがわ市三本松310番地１、開始決定時の住所兵庫県姫路市野里慶雲寺前町８番26号シャレー荘１号室
破産者　吉原　保則
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５９号
兵庫県姫路市南条617番地ソレイユ南条901
破産者　井垣　信介
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３４号
熊本県八代市古閑中町1555番地７
破産者　竹永　和子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５００号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂548番地の31
破産者　前里佐和子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０１号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂548番地の31
破産者　前里　良正
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８７号
相模原市中央区共和４丁目20番18号　パレ・ドール淵野辺205
破産者　髙島　勝己
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６９１号
金沢市窪３丁目315番地
破産者　藤立　政子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
愛知県江南市赤童子町福住185番地　サンシティ福住Ａ103号室、登録原票上の居住地愛知県江南市高屋町大門276番地
破産者　星岡　祥一
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９１号
神戸市西区玉津町高津橋134番地の１　マッティーナ神戸壱番館Ｈ―２号
破産者　千田元こと　千田ちはる
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１５３９８号
埼玉県飯能市美杉台５丁目12―14　ラクメゾン21Ｃ棟102
破産者　岩本　一重
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３９９号
埼玉県飯能市美杉台５丁目12―14　ラクメゾン21Ｃ棟102
破産者　岩本惠美子
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部